

令和元年度第2回徳島県農林水産関係事業適正化委員会

○ 会議概要

1 日 時 令和2年3月18日（水） 午後2時から午後2時45分まで

2 場 所 徳島県庁6階 601会議室

3 出席者

【委員】（50音順 敬称略）

内山 眞弓	特定非営利活動法人 徳島県消費者協会
門田 誠	一般社団法人徳島新聞社 編集局 政経部長
橋本 直史	徳島大学 生物資源産業学部 講師
原 君代	株式会社キョーエイ 経営戦略本部 マネージャー
横井川 久己男	徳島大学 生物資源産業学部 学部長

【県】

村上 公治	農林水産部副部長
吉成 浩二	農林水産政策課長
岡本 光弘	もうかるブランド推進課長
板東 達生	農林水産基盤整備局農山漁村振興課長

4 議 事

- (1) 産地生産基盤パワーアップ事業
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金
- (3) 消費・安全対策交付金
- (4) 中山間地農業ルネッサンス事業

5 配布資料

- 資料1 産地生産基盤パワーアップ事業
- 資料2 環境保全型農業直接支払交付金
- 資料3 消費・安全対策交付金
- 資料4 中山間地農業ルネッサンス事業

<産地生産基盤パワーアップ事業>

質疑なし

<環境保全型農業直接支払交付金>

[委員]

規模の小さい町村は、職員のマンパワーが十分ではないことが予想されることから、県は、市町村間の広域連携等を行うことで、本事業の取組を広げるべきではないか。

[県]

現在、市町村間で取組の濃淡があるというのが事実であり、町村のマンパワー不足も否めないが、本事業の交付条件が「グループでの取組」であることから、主な原因としては、小規模な町村であれば生産者個々で有機農業に取り組んでいるケースが多いので、それが取組の差となっているのではないかと考えている。

このため、県としては、生産者や市町村担当者に対し、市町村をまたがるグループ化などの調整、現地での説明会の開催及びパンフレットの配布等により制度の啓発を進めているところ。

[委員]

「任意取組年交付が廃止された」というのは何を意味しているのか。また、国際水準GAPを広めたいのならば、農協等への支援ができないか。

[県]

まず、「任意取組年への交付が廃止された」意味については、平成29年度までは同一圃場の二毛作等において、複数の取組を実施した場合、交付金が最大で8,000円×2の16,000円が交付される状況となっていた。これが国予算の減少により、30年以降は、同一圃場においては1つの取組しか対象にならなくなり、これが交付面積や交付金の減少の要因の一つとなっているところ。

農協等への支援については、県内では昨年4月に、JA系統と県の協力により、JAアグリあなんスタヂ部会が団体認証で初めてJGAP認証を取得しているところ。県としても国際水準GAPの拡大には、JA系統組織との連携が重要であると考えており、残された課題である「生産者がGAPに持つ先入観」に対し、JA系統組織と一層の連携し、しっかりと推進していきたいと考えている。

<消費安全対策交付金>

[委員]

農薬販売店の立ち入り検査で、約20%の違反があるのは多すぎるのではないのか。今後の課題として、再度徹底する必要があるとのことだが、具体的にはどうするのか。

[委員]

違反数が多いこと、変更届等の未提出等について再度徹底する必要があるのではないのか。具体的にはどうするのか。

[県]

本県では農薬販売店として現在557箇所が届出されており、毎年約150～200件の農薬販売店の立入検査を行っているところ。例年、立入店舗のうち、約15%～20%で軽微な違反が発生しており、違反の内訳としては、代表者の変更届の提出不備等の「変更届等の未提出」が最も多い。今後、不備が多い案件をとりまとめ、全店舗に通知を発出する等して、今一度、周知徹底を図って参りたい。

<中山間地農業ルネッサンス事業>

[委員]

計画に「乳牛への支援」とあるが、酪農家が「乳牛から肉牛へ移行すること」について推進することは考えているか。

[県]

酪農経営については毎日2回の搾乳作業があり、畜産業の中でも就業の束縛性が高い業種といわれている。酪農経営者が高齢化すると労働過重となり、経営をリタイアするケースが増えている。そのような中、後継者を確保できていない酪農経営者は、労働負担が少なくなる肉用牛の繁殖経営に転換する移行する動きも増えている。

このことから県では、労働力不足や高齢化になり、次の設備投資に二の足を踏んでいる酪農経営者へ「肉用牛の繁殖経営」に経営転換してはどうかと推進しているところ。また、国においては、来年度から経済のグローバル化の影響を受け難いといわれている「和牛の増産」に向けた肉用牛の増産について、増頭の奨励金等が新たに創設されているので、これからも推進を続けていきたいと考えている。

[委員]

東部地域について、「里・山林の維持、管理体制の見直し」にある「新たな枠組み」とはどのようなことなのか。

[県]

従来は、地域住民や市町村が、里山や山林の維持管理体制を担っていたが、それを地域住民に加えて地域コミュニティ、NPO法人等、多様な担い手を中心となり維持管理を行っていく集団のことを「新たな枠組み」とし、その取組や人材育成に支援していきたいと考えている。

[委員]

「にし阿波」地域では、農業者等は一番何に困ったり悩んだりしているのか。また、「にし阿波」地域の活動が活発になるためにどのような取組を行っているのか。

[県]

県内の中山間地域において、とりわけ「にし阿波」では、農業者の高齢化、それに伴う耕作放棄地の増加や農業後継者不足等による「農業・農村環境の継承保全」、「農業・農村の次世代の担い手確保」が課題となっている。

このような状況を打開するため、「にし阿波」地域の魅力発信、「儲かる農業の確立による所得の確保」が必要であると考えており、平成30年3月に「にし阿波」の傾斜地農耕システムが「世界農業遺産」に認定されたことを契機として、例えば、「にし阿波」地域の魅力を発信する「農業遺産のフォーラム」の開催や、「にし阿波」で生産された農産物などの認知度の向上、高付加価値化に向けた「世界農業遺産ブランドの認証」を進めることで、持続力のある地域経済を実現し、地域の活性化を図るとともに、次世代の担い手の育成、農業、農村の保全を図っていくと推進している。

[委員]

農業の活性化には、スマート農業の推進や6次産業化、ブランド化、情報発信が欠かせないと思うが、それを担う人材となると、なかなか地元にはいないのが現実。計画中にも「移住定住の促進」の項目があるように、移住者や地域外から関わってくれる「関係人口」と言われる人の存在が欠かせない。ついては、県において農林水産部局だけでなく「部局横断」等で人材を確保し、知恵を結集してもらいたい。

[県]

例えば、県南では「きゅうりタウン構想」として、平成27年度にJAの組合長、海部郡の町長、県南部総合県民局に加え、大学、民間企業が構成員となる「海部次世代園芸産地創世推進協議会」を設置し、海部郡特産の「促成きゅうり」を核として「移住促進」を行うことにより、担い手の確保や産地の維持拡大、地域の活性化につなげる取組を行っている。現在までに24人を受け入れ、17人が就農、このうち11人が移住者となっているところ。

また、県西部においても、2市2町と県西部総合県民局が連携し、新規就農者の定着に向けたサポート強化、就農移住体験ツアーの実施や大学生のインターンシップにおける産地との交流や魅力発信等を行っている。

今後も委員ご提案のとおり、県部局横断と関係機関との連携が重要だと考えているので、引き続き推進していきたい。